

最適年金 帳票

①老齢年金

全6枚

- 年金見込み額 (通常/繰上げ年月指定)
- 通常受給と繰り上げの比較グラフ
- 60～90歳年金の受取額が最高となる受取方法
- 報酬比例部分の繰上げ受給による年金見込み額 (S28.4.2生以降用)
- 国民年金の繰上げ・繰下げ

②障害年金と遺族年金

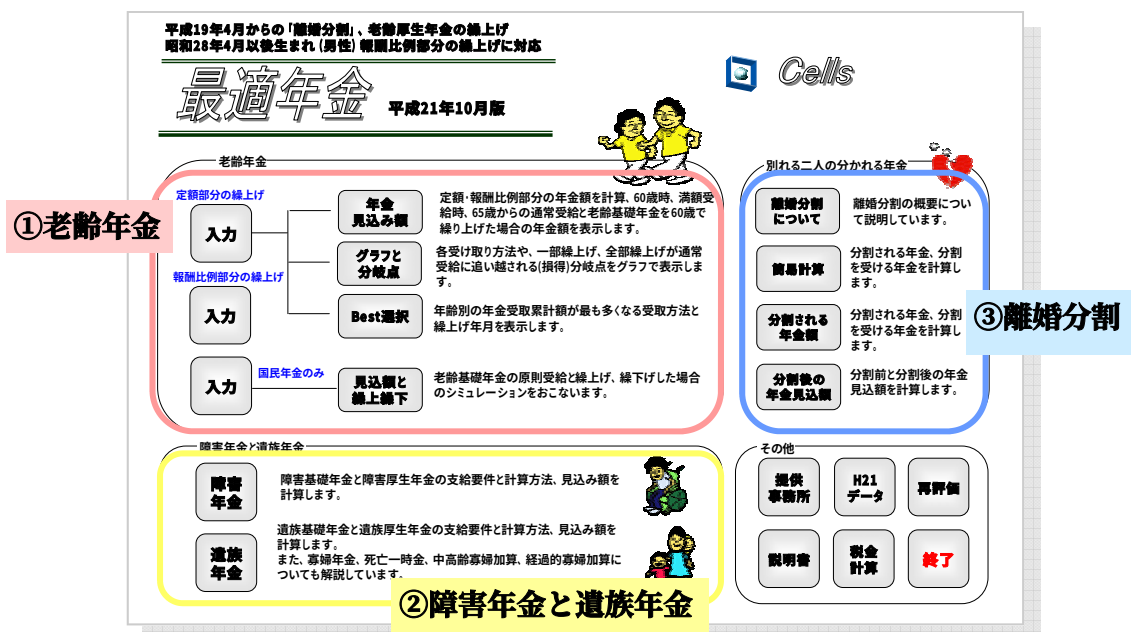
全5枚

- 障害年金
- 遺族年金

③離婚分割

全4枚

- 分割対象期間の年金額
- 年金見込み額 (第1号改定者/第2号改定者)
- 住民税一覧表 (市町村別/個人別)



年金見込み額

平成21年9月30日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所
TEL 0999-99-9999
FAX 0888-88-8888

下記は、通常受給（本来の年金支給額）と60歳から老齢基礎年金を繰り上げた場合の受け取り方法による年金額比較です。
満額（定額部分、加給年金の支給開始）の受給開始年齢は64歳です。

厚生年金	加入期間	加入月数	平均標準報酬	生年月日	昭和23年4月2日	
	H15年3月迄	300月	320,000円	性別	男性	
	H15年4月～	120月	360,000円	中高年の特例支給	無	
				部分年金の特例支給	無	
				国民年金	納付済月数	42月
厚生年金基金				免除期間	H21年3月迄	H21年4月以降
	H15年3月迄	月	円	全額免除月数		
	H15年4月～	月	円	3／4免除月数		
				半額免除月数	18月	
				1／4免除月数		
加給年金対象配偶者		有		付加年金加入期間		
加給年金対象子の数		人				

年齢		60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	満額受給開始 64歳～	65歳～
受け取り方法							
通常受給	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分					693,361	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金						782,199
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	984,300	984,300	984,300	984,300	2,073,600	2,162,800
	支 給 月 額	82,025	82,025	82,025	82,025	172,800	180,233
一部繰上げ	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分	138,672	138,672	138,672	138,672	138,672	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金	438,031	438,031	438,031	438,031	438,031	594,471
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	1,561,000	1,561,000	1,561,000	1,561,000	1,957,000	1,975,100
	支 給 月 額	130,083	130,083	130,083	130,083	163,083	164,592
全部繰上げ	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分					274	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金	547,539	547,539	547,539	547,539	547,539	547,539
	加 給 年 金					396,000	396,000
	支 給 年 額	1,531,800	1,531,800	1,531,800	1,531,800	1,928,100	1,928,100
	支 給 月 額	127,650	127,650	127,650	127,650	160,675	160,675

基金の代行部分 0 円

年金の累計額について

一部繰上げが通常受給に追い抜かれる年齢
全部繰上げが通常受給に追い抜かれる年齢

76歳8ヶ月
73歳8ヶ月

支給年額で100円未満四捨五入の端数処理をしています。また年金額は概算です。この見込み額は正確なものではなく、またその額の受給を保証するものではありません。正確な年金額は社会保険事務所でご確認ください。

年金見込み額

平成21年9月30日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888

下記は、通常受給（本来の年金支給額）と62歳07ヶ月から老齢基礎年金を繰り上げた場合の受け取り方法による年金額比較です。

満額（定額部分、加給年金の支給開始）の受給開始年齢は64歳です。

年 齢		60歳～	62.07歳～	64歳～	65歳～
受け取り方法					
通常受給	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分			693,361	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金				782,199
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	984,300	984,300	2,073,600	2,162,800
	支 給 月 額	82,025	82,025	172,800	180,233
一部繰上げ	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分		286,908	286,908	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金		392,044	392,044	715,713
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	984,300	1,663,200	2,059,200	2,096,300
	支 給 月 額	82,025	138,600	171,600	174,692
全部繰上げ	報酬比例部分	984,278	984,278	984,278	老齢厚生年金 984,278
	定 額 部 分			274	経過的加算額 274
	老 齢 基 礎 年 金		668,780	668,780	668,780
	加 給 年 金			396,000	396,000
	支 給 年 額	984,300	1,653,100	2,049,400	2,049,400
	支 給 月 額	82,025	137,758	170,783	170,783

基金の代行部分

0 円

年金額は概算です。また、支給年額で100円未満四捨五入の端数処理をしています。
正確な年金額は社会保険事務所でご確認ください。

通常受給と60歳で繰上げた場合の年金額比較

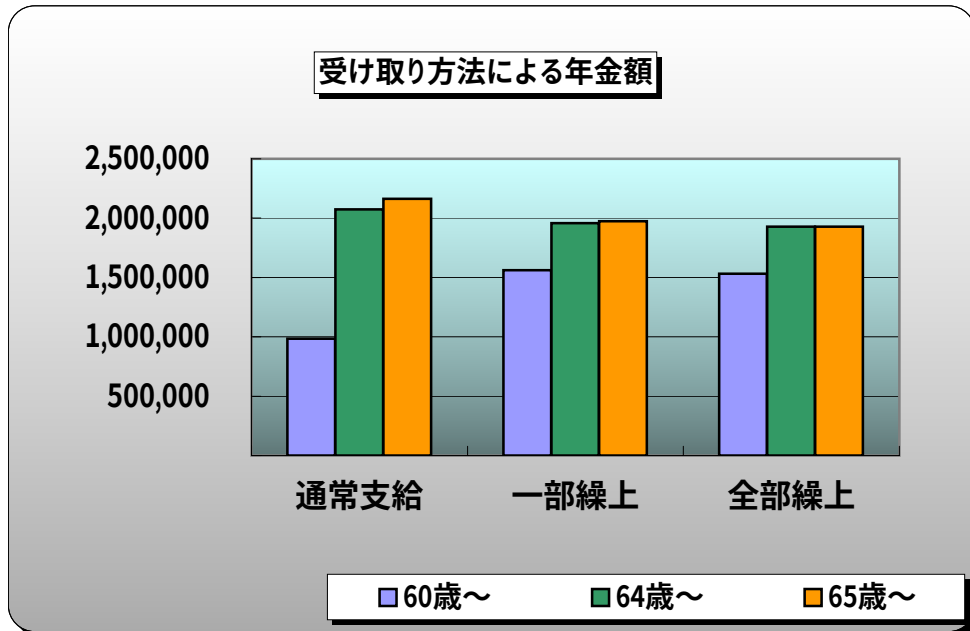
平成21年9月30日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

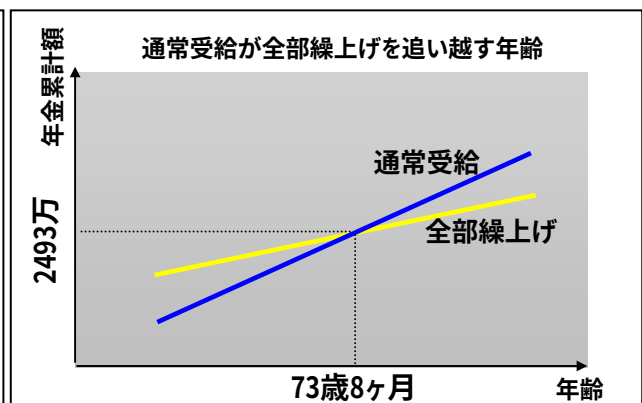
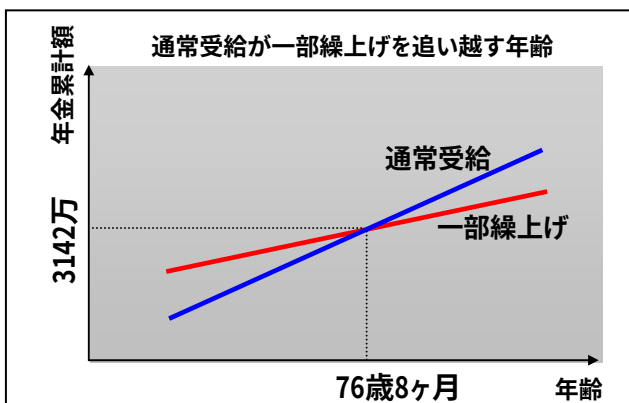
TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888



年齢 受取方法	60歳～	64歳～	65歳～
通常支給	984,300	2,073,600	2,162,800
一部繰上	1,561,000	1,957,000	1,975,100
全部繰上	1,531,800	1,928,100	1,928,100

受け取り方法による、年金累計額の分岐点



年金の受取額が最高となる受取方法

平成21年9月30日

山田 太郎 様

〇〇社会保険労務士事務所

TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888

下記は各年齢で、年金の累計受取額が最高となる受取方法と、繰上げの場合はその繰上げ年齢月を表示しています。

受取累計額は現在時点における計算方法であり、また65歳以降を同額とみなして計算しています。実際には加給年金やスライド率の変更があるため、この値と異なります。

年齢 A	受取方法 B	繰上げ年月 C	受取累計額 D	通常受給 累計額 E	通常受給 との差額 F (=D-E)
60歳	一部繰上げ	60歳0月	1,561,000	984,300	576,700
61歳	一部繰上げ	60歳0月	3,122,000	1,968,600	1,153,400
62歳	一部繰上げ	60歳0月	4,683,000	2,952,900	1,730,100
63歳	一部繰上げ	60歳0月	6,244,000	3,937,200	2,306,800
64歳	一部繰上げ	60歳0月	8,201,000	6,010,800	2,190,200
65歳	一部繰上げ	60歳0月	10,176,100	8,173,600	2,002,500
66歳	一部繰上げ	60歳0月	12,151,200	10,336,400	1,814,800
67歳	一部繰上げ	60歳0月	14,126,300	12,499,200	1,627,100
68歳	一部繰上げ	60歳0月	16,101,400	14,662,000	1,439,400
69歳	一部繰上げ	60歳0月	18,076,500	16,824,800	1,251,700
70歳	一部繰上げ	60歳0月	20,051,600	18,987,600	1,064,000
71歳	一部繰上げ	60歳0月	22,026,700	21,150,400	876,300
72歳	一部繰上げ	60歳2月	24,002,883	23,313,200	689,683
73歳	一部繰上げ	60歳8月	25,998,067	25,476,000	522,067
74歳	一部繰上げ	61歳2月	28,015,550	27,638,800	376,750
75歳	一部繰上げ	61歳8月	30,057,133	29,801,600	255,533
76歳	一部繰上げ	62歳2月	32,122,700	31,964,400	158,300
77歳	一部繰上げ	62歳8月	34,210,267	34,127,200	83,067
78歳	一部繰上げ	63歳2月	36,322,733	36,290,000	32,733
79歳	一部繰上げ	63歳8月	38,458,700	38,452,800	5,900
80歳	通常受給	***	40,615,600		
81歳	通常受給	***	42,778,400		
82歳	通常受給	***	44,941,200		
83歳	通常受給	***	47,104,000		
84歳	通常受給	***	49,266,800		
85歳	通常受給	***	51,429,600		
86歳	通常受給	***	53,592,400		
87歳	通常受給	***	55,755,200		
88歳	通常受給	***	57,918,000		
89歳	通常受給	***	60,080,800		
90歳	通常受給	***	62,243,600		

注意：一部繰上げと全部繰上げの老齢基礎年金の額は生涯にわたって減額され、途中で変更することはできませんのでご注意ください。

年金見込み額

平成21年9月30日

田中 一郎 様

〇〇社会保険労務士事務所
TEL 0999-99-9999
FAX 0888-88-8888

下記は、通常受給（本来の年金支給額）と61歳から64歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例部分）を繰り上げた場合年金額比較です。また老齢厚生年金（報酬比例部分）を繰り上げると老齢基礎年金も繰り上げされます。

厚生年金	生年月日	昭和34年4月2日			
加入期間	加入月数	平均標準報酬	性別	男性	
H15年3月迄	207月	210,000円	中高年の特例支給	無	
H15年4月～	80月	360,000円	部分年金の特例支給	無	
			国民年金	納付済月数	61月
厚生年金基金	免除期間	H21年3月迄	H21年4月以降		
H15年3月迄	月	円	全額免除月数		
H15年4月～	月	円	3／4免除月数	12月	
			半額免除月数	6月	
加給年金対象配偶者	有		1／4免除月数		
加給年金対象子の数	人		付加年金加入期間		

受取年齢		60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	64歳～	65歳～
受け取り方法							
通常受給	報酬比例部分 老齢厚生年金 定額部分 経過的加算					499,818	499,818
	老齢基礎年金						187
	加給年金						590,775
	支給年額						396,000
	支給月額					499,800	1,486,800
						41,650	123,900

報酬比例部分の開始年齢は64歳、下表は60歳、61歳、62歳、63歳で繰り上げた場合の年金額です。

繰上げ支給開始年齢		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
繰り上げ受給	報酬比例部分 老齢厚生年金 定額部分 経過的加算	379,806	409,806	439,806	469,806		
	老齢基礎年金	413,543	448,989	484,436	519,882		
	支給年額	793,500	859,000	924,400	989,900		
	支給月額	66,125	71,583	77,033	82,492		
	加給年金	396,000	396,000	396,000	396,000		
65歳から	支給年額	1,189,500	1,255,000	1,320,400	1,385,900		
	支給月額	99,125	104,583	110,033	115,492		
繰り上げた場合通常受給に追い抜かれる年齢		76歳	77歳	78歳	79歳		

基金の代行部分 0 円

「通常受給」に追い抜かれる年齢とは例えば「76歳」の場合、「76歳」の途中から「繰り上げなかった」場合に比べ受け取り年金額の累計額が少なくなっていく（それまでは繰り上げたほうが多い）ことを意味します。

加給年金はその対象となっている人の状況により途中で支給停止されます。
支給年額で100円未満四捨五入の端数処理をしています。また年金額は概算です。この見込み額は正確なものではなく、その額の受給を保証するものではありません。正確な年金額は社会保険事務所でご確認ください。

国民年金の原則受給、繰上げ・繰下げ

平成21年9月30日

佐藤 豊 様

〇〇社会保険労務士事務所

TEL 0999-99-9999

FAX 0888-88-8888

加入期間

納付済期間 414 月

～H21.3 H21.4～

全額免除期間 13月

半額免除期間 2月

付加年金加入期間 282 月

～H21.3 H21.4～

3/4 免除期間 3月

1/4 免除期間

原則受給の年金額

755,000 円

月額

62,917 円

振替加算

0 円

繰上げ受給

年額

月額

支給率

累計同年齢

60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	64歳～
545,400	587,300	629,200	671,200	713,100
45,450	48,942	52,433	55,933	59,425
70.0%	76.0%	82.0%	88.0%	94.0%
76歳8ヶ月	77歳8ヶ月	78歳8ヶ月	79歳8ヶ月	80歳8ヶ月

繰下げ受給

年額

月額

支給率

累計同年齢

66歳～	67歳～	68歳～	69歳～	70歳～
813,700	848,500	848,500	848,500	848,500
67,808	70,708	70,708	70,708	70,708
108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
77歳10ヶ月	78歳10ヶ月	79歳10ヶ月	80歳10ヶ月	81歳10ヶ月

支給率とは

累計同年齢とは

本来の65歳の受給時に対する割合です。(振替加算分は除く。)

本来の65歳から受給した場合に、累計額がほぼ同額となる年齢です。繰上げ受給の場合、その年齢までは本来受給よりも多く受けられますが、その年齢以降では65歳からの受給のほうが多くなります。繰下げ受給の場合は、逆にその年齢までは65歳受給の方が有利ですが、その年齢以降では繰下げ受給のほうが多く受けられることになります。

国民年金の支給率

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
請求月が誕生月	70.0%	76.0%	82.0%	88.0%	94.0%	100.0%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
" " 1ヶ月	70.5%	76.5%	82.5%	88.5%	94.5%	100.0%	109.1%	117.5%	125.9%	134.3%	142.0%
" " 2ヶ月	71.0%	77.0%	83.0%	89.0%	95.0%	100.0%	109.8%	118.2%	126.6%	135.0%	142.0%
" " 3ヶ月	71.5%	77.5%	83.5%	89.5%	95.5%	100.0%	110.5%	118.9%	127.3%	135.7%	142.0%
" " 4ヶ月	72.0%	78.0%	84.0%	90.0%	96.0%	100.0%	111.2%	119.6%	128.0%	136.4%	142.0%
" " 5ヶ月	72.5%	78.5%	84.5%	90.5%	96.5%	100.0%	111.9%	120.3%	128.7%	137.1%	142.0%
" " 6ヶ月	73.0%	79.0%	85.0%	91.0%	97.0%	100.0%	112.6%	121.0%	129.4%	137.8%	142.0%
" " 7ヶ月	73.5%	79.5%	85.5%	91.5%	97.5%	100.0%	113.3%	121.7%	130.1%	138.5%	142.0%
" " 8ヶ月	74.0%	80.0%	86.0%	92.0%	98.0%	100.0%	114.0%	122.4%	130.8%	139.2%	142.0%
" " 9ヶ月	74.5%	80.5%	86.5%	92.5%	98.5%	100.0%	114.7%	123.1%	131.5%	139.9%	142.0%
" " 10ヶ月	75.0%	81.0%	87.0%	93.0%	99.0%	100.0%	115.4%	123.8%	132.2%	140.6%	142.0%
" " 11ヶ月	75.5%	81.5%	87.5%	93.5%	99.5%	100.0%	116.1%	124.5%	132.9%	141.3%	142.0%

65歳受給の場合と累計額でほぼ同じになる年齢

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
請求月が誕生月	76.08	77.08	78.08	79.08	80.08		77.10	78.10	79.10	80.10	81.10
" " 1ヶ月	76.09	77.09	78.09	79.09	80.09		77.11	78.11	79.11	80.11	81.10
" " 2ヶ月	76.10	77.10	78.10	79.10	80.10		78.00	79.00	80.00	81.00	81.10
" " 3ヶ月	76.11	77.11	78.11	79.11	80.11		78.01	79.01	80.01	81.01	81.10
" " 4ヶ月	77.00	78.00	79.00	80.00	81.00		78.02	79.02	80.02	81.02	81.10
" " 5ヶ月	77.01	78.01	79.01	80.01	81.01		78.03	79.03	80.03	81.03	81.10
" " 6ヶ月	77.02	78.02	79.02	80.02	81.02		78.04	79.04	80.04	81.04	81.10
" " 7ヶ月	77.03	78.03	79.03	80.03	81.03		78.05	79.05	80.05	81.05	81.10
" " 8ヶ月	77.04	78.04	79.04	80.04	81.04		78.06	79.06	80.06	81.06	81.10
" " 9ヶ月	77.05	78.05	79.05	80.05	81.05		78.07	79.07	80.07	81.07	81.10
" " 10ヶ月	77.06	78.06	79.06	80.06	81.06		78.08	79.08	80.08	81.08	81.10
" " 11ヶ月	77.07	78.07	79.07	80.07	81.07		78.09	79.09	80.09	81.09	81.10

国民年金(障害基礎年金)

支給要件



- ◎ 初診日に国民年金に加入中の人、または国民年金の加入者であった60歳以上65歳未満の日本に住んでいる人
- ◎ 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。
- ◎ 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。
- ◎ 初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

年金額

障害基礎年金1級 990,100円 (792,100円×1.25) + 子の加算
障害基礎年金2級 792,100円 + 子の加算

子の加算 第1子・第2子 各 227,900円
第3子以降 各 75,900円

子とは

18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

見込額の試算

障害の等級 1級 子の数 人 障害基礎年金 990,100円

厚生年金保険(障害厚生年金)

支給要件



- ◎ 初診日に厚生年金に加入中の人
 - ◎ 初診日から1年6ヵ月経過した日またはそれまでに治癒した日(障害認定日という)に国民年金法および厚生年金保険法に定める一定の障害の程度(1級、2級および3級)に該当していること
 - ◎ 20歳となった月から初診日の属する月の前々月までの期間について、保険料納付期間と免除期間を合算して2/3以上あること
- なお、保険料の納付状況は、初診日の前日における納付状況により判断されます。

年金額

[1級] (報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者の加給年金額 (227,900円)
[2級] (報酬比例の年金額) + 配偶者の加給年金額 (227,900円)
[3級] (報酬比例の年金額) ※最低保障額 594,200円

報酬比例の年金額の計算式

{(平均標準報酬月額 × 乗率 (7.5/1000) × 平成15年3月以前の被保険者期間月数)
+ (平均標準報酬額 × 乗率 (5.769/1000) × 平成15年4月以後の被保険者期間月数)}
× 1.031 × 0.985

※障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎とはされません。

- ◎ 厚生年金の加入月数(平成15年3月以前の加入月数と平成15年4月以降の加入月数の合計)が300ヵ月(25年)未満の場合には、300ヵ月(25年)加入したものみなして年金額が計算されます。
- ◎ 障害の状態が1級および2級と認定された場合、受給権者と生計を同じくする65歳未満の配偶者がいれば、配偶者加給年金が加算されます(3級の場合には配偶者加給年金は加算されません)。
- ◎ 障害の状態が1級および2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支給されます。
- ◎ 障害の状態が3級と認定された場合で、上記の計算式により計算された年金額が最低保証額594,200円(年金額)に満たないときは、最低保証額が受給額となります。

見込み額の計算

平成15年3月以前の被保険者期間月数 48 ヶ月 平均標準報酬月額 180,000 円
平成15年4月以後の被保険者期間月数 71 ヶ月 平均標準報酬額 220,000 円

☐ 配偶者の加給年金 有

障害厚生年金の額	[1級]	495,800円
	[2級]	396,600円
	[3級]	594,200円
障害手当金		1,188,400円

障害手当金

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、それが一定の基準以上の障害であれば「障害手当金」の対象になることがあります。この障害手当金は年金ではなく、一時金で、その額は3級障害厚生年金の2年分に相当する額（最低保証額は1,171,400円）です。また、配偶者や子どもがいても加算はありません。

支給要件

初診日に厚生年金の加入者であることや一定の保険料納付期間を満たしていることは障害厚生年金と同じですが、初診日より5年以内に治癒し3級よりも軽度の障害が残ったときに支給されます。

その他

障害等級の例



- 【1級】 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
両下肢の機能に著しい障害を有するもの
両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの、その他
- 【2級】 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
1下肢の機能に著しい障害を有するもの
両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 【3級】 両眼の矯正視力が0.1以下のもの

20歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が398万4千円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

国民年金(遺族基礎年金)

支給要件

被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)

対象者



- (1)子のある妻 (夫には支給されません。) (2)子
子とは次の者に限ります。
a 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
b 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

年金額

792,100円 + 子の加算
子の加算 第1子・第2子 各 227,900円
第3子以降 各 75,900円

子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

見込額の試算

妻が受給する場合 子の数 遺族基礎年金

寡婦年金

支給要件



夫が、死亡日が属する月の前月までの第1号被保険者期間のうち、25年以上保険料を納めた期間(免除された期間も含む)があるが年金を受けずに亡くなったとき、夫に扶養されていて10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

年金額

夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額。

見込額の試算

保険料納付状況	{	保険料納付済月数	412 月	夫の生年月日 S11.4.2~S12.4.1 寡婦年金 591,200円
		免除月数	H21.3迄 H21.4~	
		保険料1/4免除月数	月	
		保険料半額免除月数	月	
		保険料3/4免除月数	12 月	
		保険料全額免除月数	月	

死亡一時金

支給要件



死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料半額免除期間の月数の1/2の期間とを合算した月数が36か月以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることもなく亡くなった場合に、死亡した人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹に支給される一時金です。
ただし、遺族基礎年金を受けられる場合には支給されず、寡婦年金を受けられる妻の場合は、この死亡一時金と選択することになります。

年金額

被保険者期間	死亡一時金
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

定額保険料(毎月の保険料)と付加保険料(毎月400円を別納)を3年以上納めた人が死亡した場合はさらに8,500円加算支給されます。

厚生年金保険(遺族厚生年金)

支給要件



- ① 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。)
- ② 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。
- ③ 一級か二級の障害厚生年金を受けられる人が死亡したとき

対象者

- ◎ 遺族基礎年金の支給の対象となる遺族 ((1)子のある妻 (2)子)
- ◎ 子のない妻
- ◎ 55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給)
- ◎ 孫(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または20歳未満で1・2級の障害者)

年金額

$$\{(\text{平均標準報酬月額} \times \text{乗率}(7.5/1000) \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間月数}) + (\text{平均標準報酬額} \times \text{乗率}(5.769/1000) \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間月数})\} \times 1.031 \times 0.985 \times 3/4$$

※支給要件が上記②の場合には、計算式の1000分7.5および1000分の5.769の乗率は死亡した方の生年月日に応じて1000分10～1000分の7.61および1000分の7.692～1000分の5.854となります。

厚生年金の加入月数(平成15年3月以前の加入月数と平成15年4月以降の加入月数の合計)が300ヵ月(25年)未満の場合には、300ヵ月(25年)加入したものとみなして年金額が計算されます。

中高齢寡婦加算

なお、夫が死亡したときに40歳(平成19年3月までは35歳でした)以上の子のない妻、または子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなった妻が受ける場合には、40歳から65歳まで594,200円が加算されます。

見込み額の計算

☐ 中高齢寡婦加算 有 被保険者(亡くなった方)の生年月日 昭和16年4月2日 ～ 昭和17年4月1日

平成15年3月以前の被保険者期間月数 ヶ月 平均標準報酬月額 円

平成15年4月以後の被保険者期間月数 ヶ月 平均標準報酬額 円

遺族厚生年金

経過的寡婦加算

妻が65歳になると「中高齢寡婦加算」はなくなりますが、「昭和31年4月1日以前」に生まれた妻は生年月日に応じて、遺族厚生年金に「経過的寡婦加算」が支給されます。これは、国民年金の任意加入期間が短いため、老齢基礎年金額が中高齢寡婦加算額より少なくなってしまうのを補うものです。

上の中高齢寡婦加算の変わりに経過的加算で再計算します。

妻の生年月日 昭和18年4月2日 ～ 昭和19年4月1日

経過的寡婦加算 円 遺族厚生年金

平成19年4月改正

会社員だった配偶者の死亡により、65歳以上で自らの老齢基礎年金を受給できる人が、遺族厚生年金を受取る方式が4月から変わります。例えば、夫が死亡し妻が65歳以上で、会社員等の経験があると、報酬比例部分の年金として自分の老齢厚生年金を受けます。このため、自らの老齢基礎年金に加え、従来の

- ①「配偶者(夫)の遺族厚生年金」(＝配偶者の老齢厚生年金の4分の3)
 - ②「遺族厚生年金の3分の2」+「本人の老齢厚生年金の2分の1」
 - ③「本人の老齢厚生年金」(この場合は遺族厚生年金は受けられません)
- の3通りから選択していました。

しかし、女性の場合、勤めた期間が短い等で老齢厚生年金額が低い傾向にあります。結果的に①ないし②の選択が多くなります。これではせっかく自ら納めた保険料が反映されない、反映されても一部であり、不満も多く出ていました。

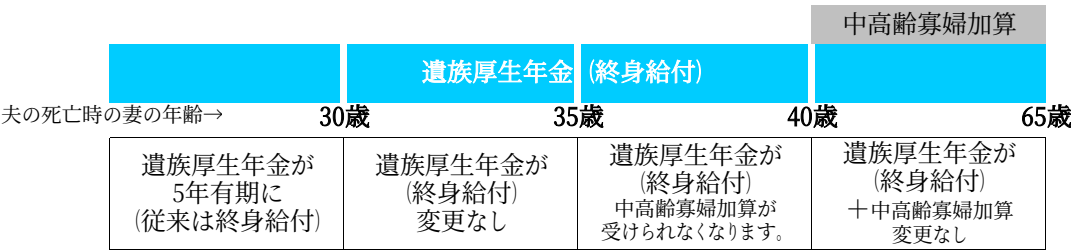
そこで、今回、本人の納めた保険料を尊重するため、本人(妻)の老齢厚生年金額に相当する分は、本人の老齢厚生年金から支給されます。加えて、遺族厚生年金の残額としてAないしBを給付する方式に統一されます。

●就労し自立促す

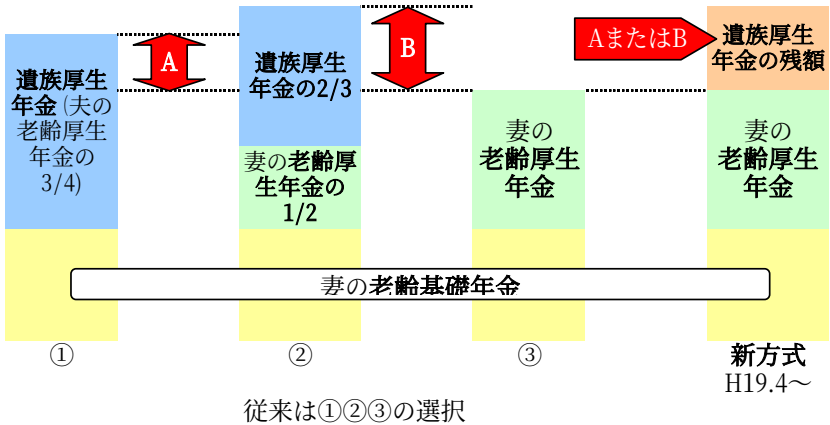
18歳未満の子がいない30歳未満の妻の場合、従来遺族厚生年金を終身受給できました。しかし、見直しで4月から遺族厚生年金の受給権取得時に妻が30歳未満のケースでは、5年間のみ受給できる有期年金になります。18歳未満の子とは、18歳到達後の最初の3月31日までの未婚の子。障害のある子は、20歳到達までの未婚の子のことです。今回の見直しは、年金財政が厳しいうえに、若齢で育児の必要のない妻は、就労し自立できるとの判断です。

●上乗せ支給40歳から

会社等に勤めていた夫の死亡時に、18歳未満の子がいない35歳以上の妻は、最長5年間の待機期間を経て40歳からの中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に上乗せされていました。しかし、見直しにより4月から上乗せ給付の条件が、「夫の死亡時に40歳以上である妻(18歳未満の子のいない)」とされました。このため従来、最長5年の待機期間を経て受給できた35-39歳の妻の場合、中高齢寡婦加算は受けられなくなります。手続きなどについては、最寄の社会保険事務所にお問い合わせください。



遺族年金の選択



遺族厚生年金	900,000	円 (←夫の老齢厚生年金の3/4)
妻の老齢基礎年金	791,000	円
妻の老齢厚生年金	800,000	円

従来の計算	①	1,691,000	①～③を選択
	②	1,791,000	→ ②を選択 1,791,000 円
	③	1,591,000	

平成19年4月～	1,591,000	妻の老齢基礎年金+妻の老齢厚生年金
	100,000	Aの部分(遺族年金と老齢厚生年金の差額)
	200,000	Bの部分(遺族厚生年金の2/3と老齢厚生年金の1/2の差額)
	Bを選択	妻の老齢年金+遺族厚生年金の残額＝ 1,791,000

結果、従来の最高額が選択されることとなりますが、老齢年金が課税対象、遺族年金は非課税のため場合によっては手取額が少なくなるかもしれません。

分割対象期間の年金額

第1号改定者（分割をされる側） 夫

生年月日 昭和17年2月14日

結婚～平成15年3月	報酬総額	48,000,000 円
平成15年4月～離婚		円
(平成20年4月～離婚)		円

第2号改定者（分割を受ける側） 妻

生年月日 昭和21年6月2日

結婚～平成15年3月	報酬総額	8,300,000 円
平成15年4月～離婚		円

按分割合 50 %

スライド率=1.031*0.985

■ 分割をする前

	結婚		平15.4		平20.4		離婚
	↓		↓		↓		↓
夫	報酬総額 48,000,000 円		報酬総額 0 円		報酬総額 円		
年金額	$(48,000,000 \times 8.06 + (0+0) \times 6.2) / 1000 \times \text{スライド率} = \underline{392,890}$						

	結婚		平15.4		平20.4		離婚
	↓		↓		↓		↓
妻	報酬総額		8,300,000 円	報酬総額		円	
年金額	$(8,300,000 \times 7.5 + 0 \times 5.769) / 1000 \times \text{スライド率} =$						<u>63,217</u>

■ 総報酬制前の報酬および3号分割みなし この値により次の按分割合の下限と改定割合を求める)

夫	結婚	平15.4	平20.4	離婚
	↓	↓	↓	↓
	$48,000,000 \times 1.3$ = 62,400,000 円 0 円 円			
標準報酬総額=62,400,000+0+0= 62,400,000				
妻	結婚	平15.4	平20.4	離婚
	↓	↓	↓	↓
	$8,300,000 \times 1.3 =$ 10,790,000 円 円 円			
標準報酬総額=10,790,000+0+0= 10,790,000				

按分割合の下限=分割前の妻の報酬総額÷(夫+妻の報酬総額)
 $= 10,790,000 \div (62,400,000 + 10,790,000) = 14.74\%$

改定割合=按分割合-(妻の報酬総額÷夫の報酬総額)×(1-按分割合)
 $= 0.5 - (10,790,000 \div 62,400,000) \times (1 - 0.5) = 0.413542$

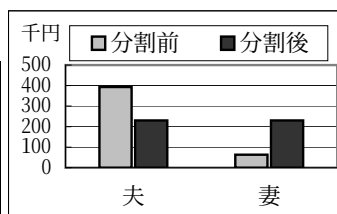
■ 分割をした後

	結婚		平15.4		平20.4		離婚
	↓		↓		↓		↓
夫	$48,000,000 \times (1-0.4135) = 28,150,000 \text{ 円}$		$0 \times (1-0.4135) = 0 \text{ 円}$		$=$		円
	分割された報酬総額						
年金額	$(28,150,000 \times 8.06 + (0+0) \times 6.2) / 1000 \times \text{スライド率} = 230,414$						

	結婚		平15.4		平20.4		離婚
妻	↓		↓		↓		↓
	分割を受けた報酬総額		$48,000,000 \times 0.4135$		0×0.4135		
	=		19,850,000 円	=	0 円	=	円
	8,300,000 円			円		円	
年金額							
	$(19,850,000 + 8,300,000) \times 7.5 + (0 + 0 + 0 + 0) \times 5.769 / 1000 \times \text{スライド率} =$						
	230.414						

■ 分割前と分割後の年金額比較

	夫	妻	計
分割前	392,890	63,217	456,107
分割後	230,414	230,414	460,827
差 額	▲162,476	+167,197	



この値はあくまでも分割対象期間(婚姻期間)の報酬比例部分の値です。定額部分や結婚前、結婚後の報酬比例部分は分割の対象外です。ただし、離婚しない場合についての加給年金や振替加算はお互いに受給することはできません。

上記値はすべて、分割対象期間にもとづく報酬比例の額のみを示しています。また変換率を考慮しておりませんので、夫婦ともに68歳前の離婚を前提としています。また計算の過程では円未満の端数処理をおこなっていないため、実際の計算と異なります。

年金見込み額

第1号改定者(分割をされる側)
佐藤 太郎 様

平成21年10月1日
〇〇社会保険労務士事務所

下記は離婚により、按分割合を50%と定めて合意分割した場合の分割前と分割後の各年齢による年金額です。この結果婚姻期間中の報酬比例部分の516,700円(年額)が減額されます。

厚生年金	生年月日	昭和17年11月2日
婚姻前 加入期間	性別	男性
H15年3月迄	加入月数	112月
H15年4月～	平均標準報酬	280,000円
婚姻中	中高年の特例支給	無
H15年3月迄	国民年金	1号 3号期間 20月
H15年4月～	免除期間	H21.3迄 H21.4～
離婚後	全額	3/4
	半額	1/4
加給年金対象配偶者	有	
加給年金対象子の数	人	付加年金加入期間

年齢		60歳～	満額受給開始 61歳～	62歳～	63歳～	64歳～	65歳～
区分							
分割前	報酬比例部分	1,286,341	1,286,341	1,286,341	1,286,341	1,286,341	老齢厚生年金 1,286,341
	定 額 部 分	0	831,201	831,201	831,201	831,201	経過的加算額 72,105
	老 齢 基 礎 年 金	0	0	0	0	0	792,100
	加 給 年 金	0	362,500	362,500	362,500	362,500	362,500
	支 給 年 額	1,286,300	2,480,000	2,480,000	2,480,000	2,480,000	2,513,000
	支 給 月 額	107,192	206,667	206,667	206,667	206,667	209,417
分割後	報酬比例部分	769,604	769,604	769,604	769,604	769,604	老齢厚生年金 769,604
	定 額 部 分	0	831,201	831,201	831,201	831,201	経過的加算額 72,105
	老 齢 基 礎 年 金	0	0	0	0	0	792,100
	加 給 年 金						
	支 給 年 額	769,600	1,600,800	1,600,800	1,600,800	1,600,800	1,633,800
	支 給 月 額	64,133	133,400	133,400	133,400	133,400	136,150

分割をされる年金は婚姻期間中の厚生年金加入期間とその間の報酬に基づく年金(報酬比例部分)です。婚姻前、離婚後の期間また基礎年金(定額部分)は年金分割の対象とはなりません。
分割する割合は上限と下限があり、上限は50%下限はの場合0.00%です。

	平成15年3月以前		平成15年 4月以降	合計	
	調整前	調整後(1.3倍)		調整前	調整後
婚姻期間中の夫の報酬総額	125,400,000	163,020,000	3,600,000	129,000,000	166,620,000
婚姻期間中の妻の報酬総額					

按分割合の下限＝分割前の妻の報酬総額÷(夫＋妻の報酬総額)
＝0÷(166,620,000＋0)＝0.00%
改定割合＝按分割合－(妻の報酬総額÷夫の報酬総額)×(1－按分割合)
＝0.5－(0÷166,620,000)×(1－0.5)＝0.5

年金見込み額

第2号改定者 (分割を受ける側)
佐藤 花子 様

平成21年10月1日
〇〇社会保険労務士事務所

下記は離婚により、按分割合を50%と定めて合意分割した場合の分割前と分割後の各年齢による年金額です。この結果婚姻期間中の報酬比例部分の495,200円 (年額) が増額されます。

厚生年金	生年月日	昭和21年2月2日
婚姻前 加入期間	性別	女性
H15年3月迄	加入月数	87月
H15年4月～	平均標準報酬	190,000円
婚姻中	中高年の特例支給	無
H15年3月迄	国民年金	1号 3号期間 384月
H15年4月～	免除期間	H21.3迄 H21.4～
離婚後	全額	
	3/4	
	半額	
	1/4	
加給年金対象配偶者	無	
加給年金対象子の数	人	
	付加年金加入期間	

区分	年齢	満額受給開始 60歳～	61歳～	62歳～	63歳～	64歳～	65歳～
分割前	報酬比例部分	135,773	135,773	135,773	135,773	135,773	老齢厚生年金 135,773
	定 額 部 分	163,554	163,554	163,554	163,554	163,554	経過的加算額 5,134
	老 齢 基 礎 年 金	0	0	0	0	0	792,100
	加 給 年 金	0	0	0	0	0	0
	支 給 年 額	299,300	299,300	299,300	299,300	299,300	933,000
	支 給 月 額	24,942	24,942	24,942	24,942	24,942	77,750
分割後	報酬比例部分	631,034	631,034	631,034	631,034	631,034	老齢厚生年金 631,034
	定 額 部 分	163,554	163,554	163,554	163,554	163,554	経過的加算額 5,134
	老 齢 基 礎 年 金	0	0	0	0	0	792,100
	加 給 年 金						
	支 給 年 額	794,600	794,600	794,600	794,600	794,600	1,428,300
	支 給 月 額	66,217	66,217	66,217	66,217	66,217	119,025

分割をする前 (婚姻期間中の厚生年金の報酬比例部分)

夫	～H15.3 A	$156,760,000 \times 7.94 / 1000 = 1,244,674$	$= (A+B) \times 1.031 \times 0.985$
	H15.4～ B	$3,600,000 \times 6.108 / 1000 = 21,989$	計 1,286,300
妻	～H15.3 C	$16,530,000 \times 7.61 / 1000 = 125,793$	$= (C+D) \times 1.031 \times 0.985$
	H15.4～ D	$1,350,000 \times 5.854 / 1000 = 7,903$	計 135,800

合意分割50%で分割をした後

夫	～H15.3 A	$(31,360,000 + 125,400,000 \times (1-0.5)) \times 7.94 / 1000 = 746,836$	$= (A+B) \times 1.031 \times 0.985$
	H15.4～ B	$(0 + 3,600,000 \times (1-0.5)) \times 6.108 / 1000 = 10,994$	計 769,600
妻	～H15.3 C	$(16,530,000 + 125,400,000 \times 0.5) \times 7.61 / 1000 = 602,940$	$= (C+D) \times 1.031 \times 0.985$
	H15.4～ D	$(0 + 3,600,000 \times 0.5) \times 5.854 / 1000 = 18,440$	計 631,000

分割割合50%により、夫の婚姻期間中の厚生年金の報酬比例部分516,700円が減額され、妻の厚生年金が495,200円増額されます。また、配偶者加給年金支給される場合、その分は消滅します。

改定割合では変換率を考慮しておりませんので、夫婦ともに68歳前の離婚を前提としています。